



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………一
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
……………(同)……………三
 - 救急医療機関の協力申出の撤回……………四
……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………四
 - 貸金業法による行政処分……………四
……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の認定……………五
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
 - 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………五
……………(同)……………五
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

告示

● 東京都告示第十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
千代田区霞が関一丁目二番一、同番 平成二十八年十二月十五日
二、三番から五番まで、六番二及び 七番一

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

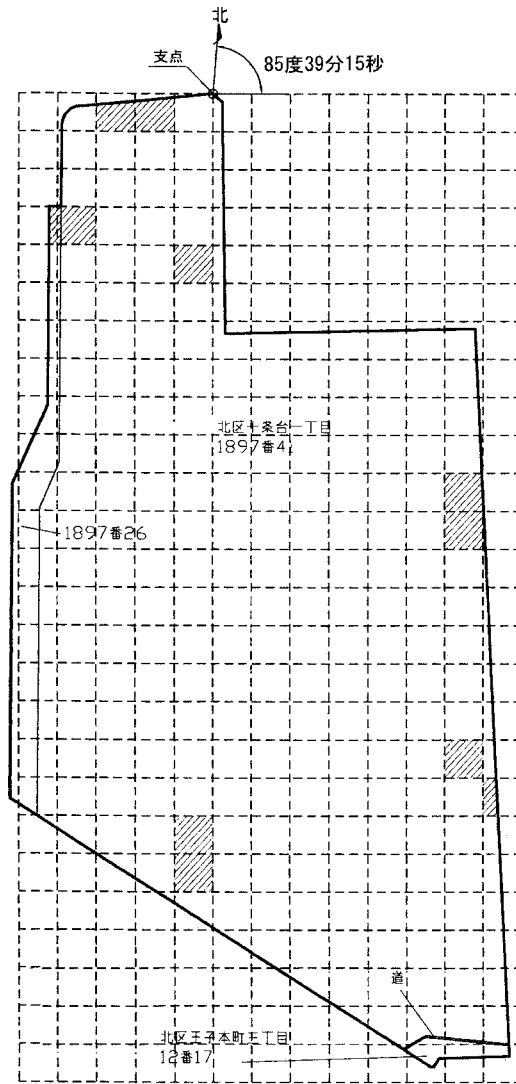
平成二十九年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区十条台一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、北区十条台一丁目
1897番41の最北端とする。

【格子の回転角度（85度39分15秒）】

格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

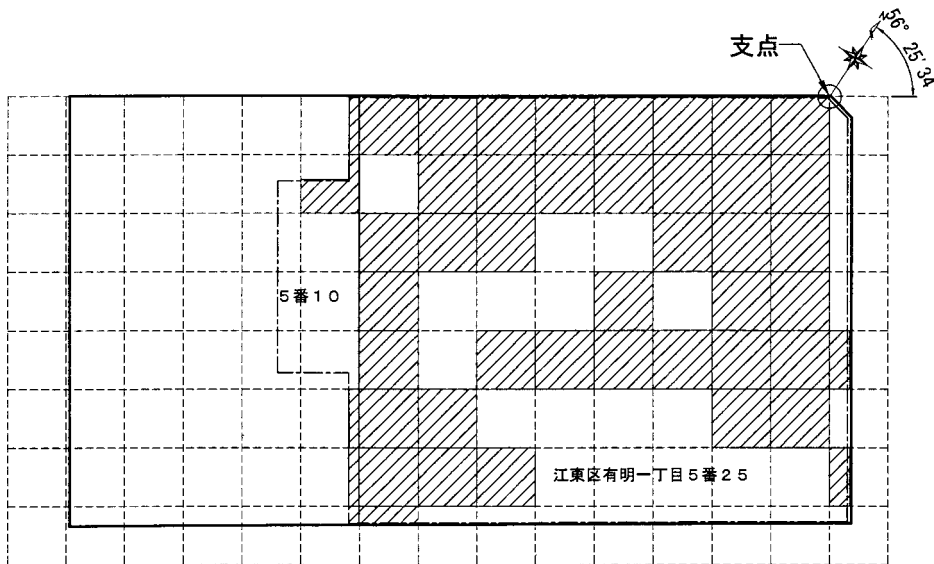
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区有明一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界

支 点

支点は江東区有明一丁目5番25の最北端とする。

【格子の回転角度(56度25分34秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十号

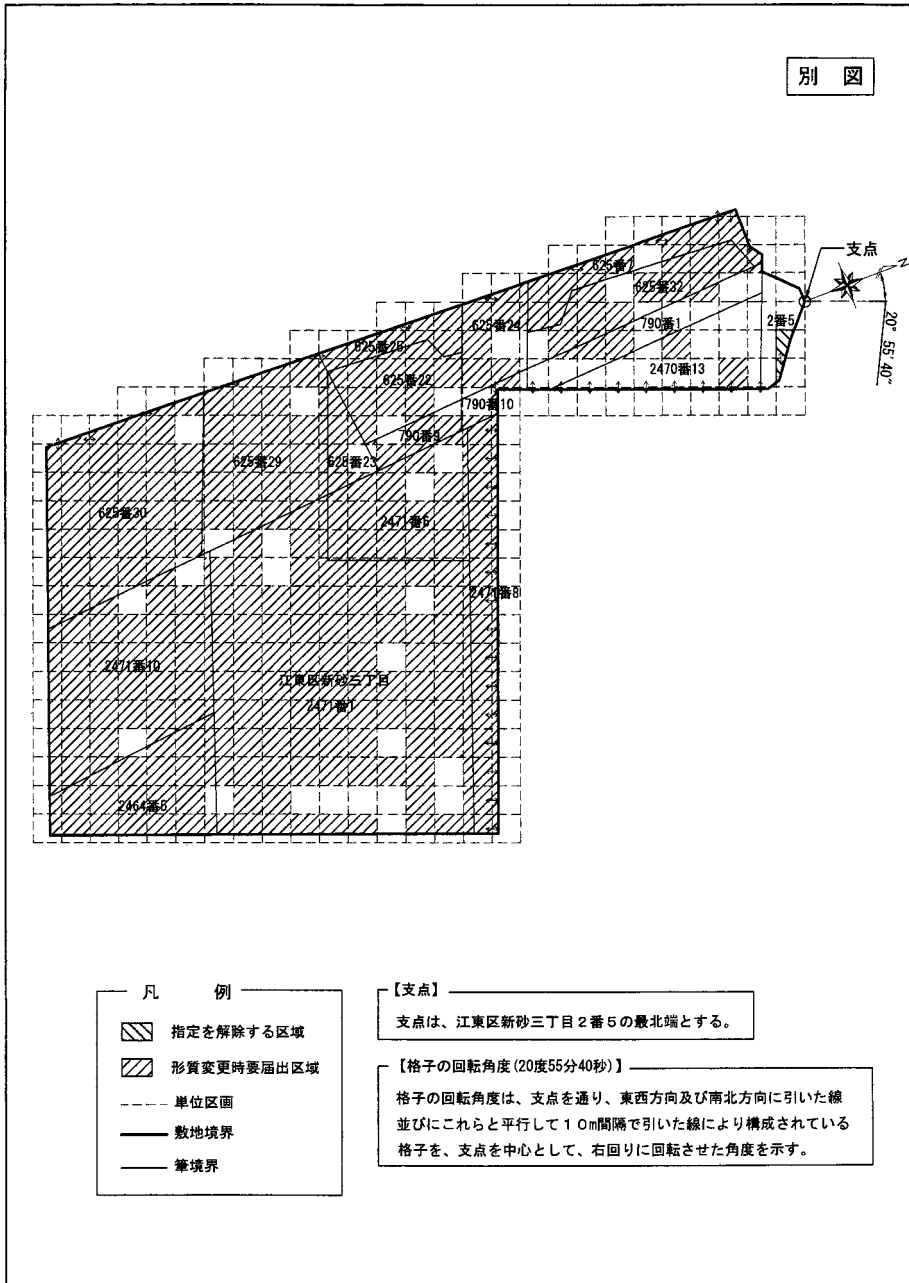
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区新砂三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第二十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小池 百合子

名 称 所在地 撤回年月日

医療法人財団中島 大田区山王三丁目九 平成二十八年
記念会大森山王病 番六号 十二月三十一
院 日

●東京都告示第二十二号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 株式会社明昭
称

(二) 氏名(法人
の場合)は代
表者氏名) 石田 文男

(三) 主たる営業 台東区竜泉二丁目二十番八号 新興ス
所の所在地 タービル竜泉五〇一

(四) 登録番号 東京都知事(9)第一二四〇三号

(五) 登録年月日 平成二十八年四月三十日

二 処分年月日 平成二十八年十二月二十一日

公 告

三 処分の内容 業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に应ずる業務を除く。）を停止する。

四 業務停止期間 平成二十八年十二月二十八日から平成二十九年二月二十五日まで（六十日間）

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人日本免疫学会
- 二 代表者の氏名 審良 静男
- 三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区三崎町三丁目六番二号 原島三崎町ビル二階
- 四 認定の有効期間 平成二十八年十一月七日から平成三十三年十一月六日まで

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に

ついて

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する第五十七條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人日本免疫学会
 - 二 代表者の氏名 審良 静男
 - 三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区三崎町三丁目六番二号 原島三崎町ビル二階
 - 四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため
 - 五 失効年月日 平成二十八年十一月七日
- 一 名称 特定非営利活動法人若駒ライフサポート
 - 二 代表者の氏名 大須賀 裕子
 - 三 主たる事務所の所在地 東京都八王子市横川町五百二十一番地の一

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため

失効年月日 平成二十八年十一月十二日

一 名称

特定非営利活動法人 Sing Out Asia

二 代表者の氏名

波多野 三郎

三 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市井の頭一丁目十一番十五号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十八年十一月十二日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年一月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 雑色石田ビル
- 二 店舗所在地 大田区仲六郷三丁目八番二号
- 三 設置者名 株式会社石田商店
- 四 設置者住所 大田区大森西五丁目二十七番四号
- 五 変更前の店舗所在地 大田区仲六郷三丁目八番二号ほか
- 六 変更後の店舗所在地 大田区仲六郷三丁目八番二号
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 オークー株式会社
- 八 変更前の小売業者の住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号
- 九 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
- 十 変更前の小売業者の代表者名 飯田 勸
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 二宮 涼太郎
- 十二 変更日 平成二十八年九月十九日ほか
- 十三 届出日 平成二十八年十二月十三日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 平成二十九年一月十二日から同年

五月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 サニープラザ
- 二 店舗所在地 大田区南六郷二丁目三十三番三号
- 三 設置者名 有用自動車交通株式会社
- 四 設置者住所 大田区南六郷二丁目三十三番三号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 オークー株式会社
- 六 変更前の小売業者の住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号
- 七 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
- 八 変更前の小売業者の代表者名 飯田 勸
- 九 変更後の小売業者の代表者名 二宮 涼太郎
- 十 変更日 平成二十八年九月十九日ほか
- 十一 届出日 平成二十八年十二月十三日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 平成二十九年一月十二日から同年五月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 オークー三鷹上連雀店
- 二 店舗所在地 三鷹市上連雀八丁目二番三十号
- 三 設置者名 横山 敏子
- 四 設置者住所 三鷹市上連雀八丁目一番二十八号
- 五 変更前の店舗名 (仮称) オークー三鷹上連雀店
- 六 変更後の店舗名 オークー三鷹上連雀店
- 七 変更前の店舗所在地 三鷹市上連雀八丁目十二番一外
- 八 変更後の店舗所在地 三鷹市上連雀八丁目二番三十号
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 オークー株式会社
- 十 変更前の小売業者の住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号
- 十一 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 篠瀬 捨治
- 十三 変更後の小売業者の代表者名 二宮 涼太郎
- 十四 変更日 平成二十八年九月十九日ほか
- 十五 届出日 平成二十八年十二月十三日
- 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十七 縦覧期間 平成二十九年一月十二日から同年五月十二日まで。ただし、東京都

<p>十八 縦覧時間</p> <p>の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十三 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>齋藤 三才(株式会社三才)ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>齋藤 上太郎(株式会社三才)ほか</p> <p>十五 変更日</p> <p>平成二十八年三月三十一日ほか</p> <p>十六 届出日</p> <p>平成二十八年十二月十五日</p> <p>十七 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>一 店舗名</p> <p>六本木ヒルズABC街区</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>港区六本木六丁目十番一号ほか</p> <p>三 設置者名</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社ほか五名</p> <p>四 設置者住所</p> <p>千代田区丸の内一丁目四番五号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名</p> <p>岡内 欣也</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名</p> <p>池谷 幹男</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社樫出版社ほか九十三名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>アシックスジャパン株式会社ほか九十名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社SABON JAPANほか六名</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所</p> <p>渋谷区神宮前三丁目二十五番十八号(株式会社SABON JAPAN)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所</p> <p>渋谷区神宮前一丁目四番十六号 神宮前MISQUARE五階(株式会社SABON JAPAN)ほか</p>	<p>十九 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
--	--	---	---

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001